

訪問看護ステーション とまと 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人岩切病院が開設する訪問看護ステーションとまと（以下「ステーション」と省略）が行う 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」と省略）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営を図ると共に、ステーションの看護師及び理学療法士、作業療法士（以下「看護師等」と省略）は利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護」と省略）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、健康管理及び日常生活動作の維持、回復を図ると共に、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 ステーションは事業の運営に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 訪問看護ステーションとまと
- (2) 所在地 仙台市宮城野区岩切字稲荷4 1-2（医療法人 岩切病院 南棟3F）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1 名
*管理者は、ステーションの従事者の管理及び訪問看護の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- (2) 看護師 5 名（兼務5名、内1名管理者含む）
作業療法士 2 名（兼務）
*看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日まで
- (2) 休 日 日曜、祝祭日、年末年始（12/31～1/3）
但し祝祭日 年末年始に関しては利用者の要望により営業する場合がある
- (3) 営業時間 9:00～17:30
- (4) 電話などにより、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の提供方法およびサービス内容)

第6条 訪問看護の提供方法およびサービス内容は次の通りとする。

(1) 訪問看護の提供方法

主治医がステーションに交付した訪問看護指示書により看護師等が利用者宅を訪問して、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。

(2) 提供するサービス内容

- ① 症状及び全身状態の観察・健康管理
- ② 日常生活の看護の実施および指導
(清拭や入浴介助・排泄介助・体位の保持等)
- ③ 処置の実施及び指導
(吸引・在宅酸素管理・尿道カテーテル管理・胃管カテーテル管理
褥瘡処置・人工肛門処置・その他)
- ④ 注射・点滴の実施および指導
- ⑤ 終末期ケア(ターミナルケア)の実施および指導
- ⑥ 服薬管理および指導
- ⑦ 精神的支援
- ⑧ 栄養・食事療法に関する相談・指導
- ⑨ リハビリテーションの実施及び指導
- ⑩ 介護用品の紹介や工夫・使い方の実践
- ⑪ 生活環境の調整の指導
- ⑫ 主治医への報告及び連絡調整
- ⑬ 介護支援専門員およびサービス事業所との連絡調整
- ⑭ その他介護に関する相談

(利用料金等)

第7条 利用料は次の通りとする。

(1) 基本利用料

〈介護保険〉 厚生労働大臣が定める基準によるものとし、1割～3割を自己負担として徴収する。但し限度額を超えた場合は全額利用者の負担とする。

〈医療保険〉 健康保険法または後期高齢者医療制度に基づく額を徴収する。

(2) 交通費(課税対象)

〈介護保険〉 次条に示す通常の実施地域内の場合 無料
通常の実施地域を越えた場合、 1訪問 500円(税込)

〈医療保険〉 1訪問につき、ステーションから利用者宅までの距離により加算される。

半径	2 Km 以内	無料	(税込)
	2～5 Km 以内	250円	
	5～10Km 以内	500円	

〈医療保険〉時間外や休日に実施したサービスは、次の通り加算される。

時間外	訪問時間 2 時間を越えた場合の訪問	30 分毎に 1500円	(非課税)
休日	日曜・祝祭日・年末年始の訪問	5000円	

※ 衛生材料に関する費用：実費相当額（課税・税込）

※ 訪問時の駐車料金（課税・税込）

訪問時 駐車場が確保できず有料駐車場を使用した場合、介護保険は徴収しないが、医療保険は実費額を徴収する。

(4) 保険外の自費によるオプション訪問看護サービス

○特定施設(介護付有料老人ホーム・グループホームなど)に入居中で介護保険 医療保険の適応外の方の医療処置のための訪問看護

(点滴・褥瘡処置・ストーマケア・カテーテル類の交換・排泄ケアなど)

○散歩・買い物・留守番・冠婚葬祭の付き添い・病院受診など介護保険 医療保険の適応外の訪問看護

〈オプション料金〉

30 分未満の訪問	4,000 円	(非課税)
60 分未満の訪問	6,000 円	
以後 30 分毎に	3,000 円加算	
休日の訪問	5,000 円加算	
交通費 半径 2 km 以上	1 回 300 円	(課税・税込)

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域はステーションからおおむね半径 5 Km 圏内とし、仙台市宮城野区、泉区、青葉区及び多賀城市、利府町のそれぞれ一部の地域とする。

〈実施地域の詳細〉

仙 台 市	宮城野区	白鳥地区・岡田地区・蒲生地区・港地区を除いた地域
	泉 区	南光台地区・旭ヶ丘堤地区・鶴が丘地区・松陵地区
	青葉区	台原地区・旭ヶ丘地区・小松島地区・中江地区・宮町地区
	多賀城市	新田地区・高橋地区・山王地区・中央地区
	利 府 町	森郷地区・春日地区・赤沼地区・浜田地区を除いた地域

(緊急時等における対応方法)

第 9 条 看護師等は、訪問看護を実施中に利用者の病状の急変やその他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時に応急手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うこととする。

2 看護師等は、前項についてしかるべき処置をした場合は速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

(相談・苦情処理対応)

第 10 条 ステーションは提供した訪問看護に関する利用者からの相談・苦情等に対する窓口を設置し、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

また、利用者および家族に説明するとともに内容等を記録、保存するものとする。

担当者：管理者（看護師） 佐藤桂子

受付時間：月～金曜日 9：00～17：00（祝祭日・年末年始は除く）

(個人情報保護)

第 11 条 ステーションは、利用者の個人情報について「個人情報保護方針」を遵守し、適切な取扱いに努める。

2 ステーションが得た利用者の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて、利用者または家族の了解を得るものとする。

(虐待の防止措置)

第 12 条 ステーションは、利用者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれることのないよう虐待の発生または再発を防止するために次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止対策委員会を設置し、指針及び対応を整備する。

(2) 虐待防止に関する責任者を選定する。

担当 管理者 佐藤桂子

(3) 虐待について正しく理解し適切な対策ができるように年 1 回以上研修を実施する

(4) サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村に通報する。

(身体拘束防止)

第 13 条 ステーションは、利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

(1) やむを得ず身体拘束等を行う場合は態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な内容を記録する。

(2) 身体拘束の適正化を図るため検討する委員会を設置し、検討結果を周知徹底する。

(3) 身体拘束の適正化のための指針を整備する。

(4) 職員に対する身体拘束適正化の研修を実施する。

(その他運営についての留意事項)

第 14 条 ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。

2 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 ステーションは、訪問看護に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 5 ステーションは、感染症や災害の発生時において、訪問看護等の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定しそれに従い必要な措置を講ずるものとする。
- 6 ステーションは従業者の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行うとともにステーションの設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人岩切病院とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

- この規程は、平成26年5月1日から施行する。
- この規程は、平成26年8月16日から施行する。
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- この規程は、平成28年8月1日から施行する。
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- この規程は、平成30年10月1日から施行する。
- この規程は、令和元年5月21日から施行する。
- この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- この規程は、令和3年7月1日から施行する。
- この規程は、令和6年8月1日から施行する。
- この規程は、令和7年6月1日から施行する。